

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 16 | 介護保険事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険事務 |
| ②事務の概要 | <p>・市町村は、介護保険法に基づき、介護保険料の公平・公正な賦課と適正な給付及び被保険者の利便性向上を図るため、必要な事務手続きを行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①資格記録管理業務 ②保険料納付記録管理業務 ③受給者管理業務 ④給付実績管理業務 ⑤保険者事務共同処理業務 ⑥要介護(要支援)認定等業務</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>なお、要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請、住居(介護予防)サービス介護計画作成(変更)依頼の届出、介護保険負担割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護(予防)サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の申請、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、住所移転後の要介護・要支援認定申請は、窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。</p> |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝達通信ソフト、サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険システム | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項及び別表第1の68の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、119の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二の93、94の項</p> <p>・別表第二省令第46条、第47条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康長寿部長寿支援課、総務部収納課 |
| ②所属長の役職名 | 長寿支援課長、収納課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5119 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5119 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|----------------------|---|---|------|-----------|
| 平成29年10月10日 | I 1③システムの名称 | 介護保険システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 介護保険システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト | 事後 | |
| 平成29年10月10日 | I 4②法令上の根拠 | ・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項 ・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第2の93、94の項 | ・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、108、109、117、120の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第2の93、94の項、別表第二省令第46条、第47条 | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | I 5①部署 | 健康福祉部いきいき推進課 | 健康福祉部いきいき推進課、総務部収納課 | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | I 5②所属長 | 伊東 孝 | 櫻井 敬雄、桜井 健一 | 事後 | |
| 平成29年10月10日 | II 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 1,000人未満(任意実施)、平成27年12月1日時点 | 1,000人以上1万人未満、平成28年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年10月10日 | II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年12月1日時点 | 平成28年12月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月12日 | I 4②法令上の根拠 | ・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、108、109、117、120の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第2の93、94の項、別表第二省令第46条、第47条 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二93、94の項 ・別表第二主務省令第46条、第47条 | 事後 | |
| 平成31年3月12日 | I 5①部署 | 健康福祉部いきいき推進課、総務部収納課 | 健康長寿部長寿支援課、総務部収納課 | 事後 | |
| 平成31年3月12日 | I 5②所属長 | 櫻井 敬雄、桜井 健一 | 長寿支援課長、収納課長 | 事後 | |
| 平成31年3月12日 | 請求先 | 健康福祉部いきいき推進課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5119(直通) | 健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5119 | 事後 | |
| 平成31年3月12日 | 連絡先 | 健康福祉部いきいき推進課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5119(直通) | 健康長寿部長寿支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5119 | 事後 | |
| 平成31年3月12日 | II 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成28年12月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月12日 | II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年12月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年1月17日 | II 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年12月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年1月17日 | II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年12月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年1月17日 | I 4②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 | | |
| 令和2年12月25日 | II 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和1年12月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | 再実施 |
| 令和2年12月25日 | II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和1年12月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | 再実施 |
| 令和3年9月1日 | I 4②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の93、94の項 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の93、94の項 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和3年12月24日 | II 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月24日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年1月28日 | I 2. 特定個人情報ファイル名 | 介護保険台帳ファイル | 被保険者情報ファイル、世帯員情報ファイル | 事前 | |
| 令和4年1月28日 | II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事前 | |
| 令和4年1月28日 | II 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年12月1日時点 | 令和4年1月1日時点 | 事前 | |
| 令和4年1月28日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年12月1日時点 | 令和4年1月1日時点 | 事前 | |
| 令和4年12月23日 | I 1. ②事務の概要 | <p>・市町村は、介護保険法に基づき、介護保険料の公平・公正な賦課と適正な給付及び被保険者の利便性向上を図るため、必要な事務手続きを行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①資格記録管理業務 ②保険料納付記録管理業務 ③受給者管理業務 ④給付実績管理業務 ⑤保険者事務共同処理業務 ⑥要介護(要支援)認定等業務</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> | <p>・市町村は、介護保険法に基づき、介護保険料の公平・公正な賦課と適正な給付及び被保険者の利便性向上を図るため、必要な事務手続きを行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①資格記録管理業務 ②保険料納付記録管理業務 ③受給者管理業務 ④給付実績管理業務 ⑤保険者事務共同処理業務 ⑥要介護(要支援)認定等業務</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>なお、要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請、住居(介護予防)サービス介護計画作成(変更)依頼の届出、介護保険負担割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護(予防)サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の申請、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、住所移転後の要介護・要支援認定申請は、窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。</p> | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | I 1. ③システムの名称 | 介護保険システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝達通信ソフト | 介護保険システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝達通信ソフト、サービス検索・電子申請機能 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | II 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年1月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年12月23日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年1月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | I 2. 特定個人情報ファイル名 | 被保険者情報ファイル、世帯員情報ファイル | 介護保険システム | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | II 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年12月1日時点 | 令和5年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年12月25日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年12月1日時点 | 令和5年12月1日時点 | 事後 | |